

入 札 公 告 書

下記の案件について、条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。 **なおこの入札は郵便入札により執行します。**

令和 8年10月 2日

橿原市
橿原市長 亀田 忠彦

第1 入札に付する事項

1. 契 約 番 号 5084001086
2. 案 件 名 橿原市指定ごみ袋購入（後期）
3. 場 所 奈良県内一円
4. 納 入 期 限 令和 9年 3月31日 まで
5. 業 務 概 要 仕様書に記載のとおり ※仕様書等閲覧方法は下記第3を参照。
6. 予 定 価 格 非公表
7. 最 低 制 限 価 格 設定なし
8. 入 札 保 証 金 免除
9. 契 約 保 証 金 免除
10. 事 後 審 査 あり ※下記第7「事後審査「あり」の案件の場合」を参照。

第2 入札に参加する者に必要な要件

本案件の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

1. 橿原市入札参加資格者名簿に登録されている者で、以下の登録種別と地域区分に登録のある者であること。
 - 登録種別 **指定ごみ袋**
 - 地域区分 **指定なし**
2. 仕様書等閲覧資格確認申請書受付期日までに仕様書等閲覧資格確認申請書を提出し、仕様書等閲覧資格確認結果通知書で閲覧資格を確認された通知を受けた者（下記第3参照）であること。
3. 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当したために、競争入札に参加させないこととした者ではないこと。
4. 仕様書等閲覧資格確認申請書受付期日から契約締結日まで、橿原市入札参加資格停止要綱（平成14年橿原市告示第208号）による資格停止措置を受けていない者であること。
5. 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
6. 橿原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成24年橿原市告示第175号）に基づく入札参加資格取消措置を受けていない者であること。
7. 入札に参加する者の中で、同一人物が代表者を兼ねていないこと。

第3 仕様書等の閲覧方法

この案件の入札に参加しようとする場合は、下記申請期限までに仕様書等閲覧資格確認申請書（指定様式）を契約検査課に提出し、閲覧資格の確認を受けること。

1. 仕様書等閲覧資格確認申請書の様式は、橿原市ホームページ（入札・監督検査内）に掲載。
橿原市ホームページアドレス <http://www.city.kashihara.nara.jp>
2. 仕様書等閲覧資格確認申請書受付期日
令和 8年10月 7日 正午まで
橿原市役所 契約検査課にFAXまたはEメールで提出すること。
FAX番号 0744-24-9721 Eメールアドレス keiyaku@city.kashihara.nara.jp
3. 仕様書等閲覧資格確認結果通知書の送付
契約検査課から仕様書等閲覧資格確認申請書を提出した者に対し、**令和 8年10月 8日** に、仕様書等閲覧資格確認結果通知書をFAXにて送付する。確認結果通知書で閲覧資格を確認された通知を受けた者は、併せて記載している仕様書等閲覧方法に沿って閲覧すること。

1. 質疑受付期限	令和 8年10月14日(水)	正午まで
2. 回答予定日時	令和 8年10月15日(木)	午後3時00分頃

※質疑受付期限後の質疑受付、回答後の再質疑受付はしないため、質疑内容の認識違い等が起らないよう、質疑はできる限り具体的に記入すること。

- ①郵便入札による。(代理人での提出は出来ません。)
- ②一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかの方法により橿原郵便局留で郵送すること。
- ③入札書の郵送(到達)開始日から入札書到達期日までの間に橿原郵便局へ到達すること。
- ④入札書に必要事項を記入し記名押印のうえ、一案件につき一つの封筒(橿原市が指定する事項を記載すること)を作成し、該当入札書を入れて郵送してください。

※入札回数は2回を限度とします。

なお、再度入札参加者が1者であることが明らかな場合、再度入札は行いません。

落札者が決定した日の翌日以降に、橿原市ホームページに掲載して公表する。

1. 開札後、落札候補者と認められたものに落札候補者決定通知を行う。落札候補者決定通知後、決定日の翌平日の午後3時までに下記5の事後審査に関する「必要書類」を提出すること。
2. 事後審査で必要資格を確認できた場合は、その落札候補者を落札者として決定し、契約締結に向けた手続きを行う。
3. 事後審査で必要資格を確認できなかった場合は、事後審査結果通知書を通知する。その落札候補者の入札は無効とし、落札に値する金額を提示した業者で次順位の者を落札候補者として事後審査書類を確認する。落札に値する金額を提示した業者がいる限り、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。
4. 提出された事後審査書類は返却しない。
5. 審査内容と必要書類
 - ① 人口10万人以上の地方公共団体が発注する指定ごみ袋の納入実績を有すること
(必要書類)
契約書の写し

問合せ先 橿原市役所 契約検査課 契約係 TEL0744-21-1112 FAX0744-24-9721
Eメールアドレス keiyaku@cityv.kashihara.nara.jp 5084001